

議案第94号

新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成26年12月11日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市職員の退職手当に関する条例（昭和35年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「次条第2項並びに第5条第1項」を「この項、次条第2項並びに第5条第1項第4号」に改める。

第6条の4第1項第1号中「45, 850円」を「59, 550円」に改め、同項第2号中「41, 700円」を「54, 150円」に改め、同項第3号中「33, 350円」を「43, 350円」に改め、同項第4号中「25, 000円」を「32, 500円」に改め、同項第5号中「20, 850円」を「27, 100円」に改め、同項第6号中「16, 700円」を「21, 700円」に改め、同条第4項第1号を削り、同項第2号中「前号」を「第1項」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「第1号」を「第1項」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を同項第4号とする。

第7条の2第3号中「その者の非違によることなく勸奨を受けて」を「第8条第11項に規定する認定（同条第1項第1号に係るものに限る。）を受けて同条第16項第3

号に規定する退職すべき期日に」に改める。

第8条第9項第4号中「除く。」を「除く。第11項第2号において同じ。」に改め、同条第11項第2号中「懲戒処分（第9項第4号に規定する故意又は重大な過失によらないで管理又は監督に係る職務を怠った場合における懲戒処分を除く。）」を「懲戒処分」に改め、同条第16項第3号中「前項」を「第13項若しくは前項」に改め、同項第4号中「及び第9項第4号に規定する」を「及び」に改める。

第10条第2項中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の4の改正規定は、平成27年4月1日から施行する。

提案理由

一般職の職員について、国家公務員退職手当法の一部改正に準じて退職手当の調整額の改定を行うとともに、所要の条文整備を行うため、本案を提出する。